

# 中小企業等経営強化法（旧生産性向上措置法）に基づく課税標準の特例について

（地方税法附則第 64 条）

垂井町では町が認定した「先端設備等導入計画」に基づき設備等を新規導入した場合、対象資産に係る固定資産税の課税標準額が 3 年間ゼロになります。

## 【1】特例対象者

### 個人について

- ・ 常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人。

### 法人について

- ・ 資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人。
- ・ 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人。

ただし、次の法人は資本金が 1 億円以下でも対象にはなりません。

- ・ 大規模法人（資本金もしくは出資金の額が 1 億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有さない法人のうち従業員数が 1,000 人超の法人）から 2 分の 1 以上の出資を受ける法人。
- ・ 2 以上の大規模法人から 3 分の 2 以上の出資を受ける法人。

## 【2】特例の対象となる設備の要件

### 償却資産

- ① 認定された「先端設備等導入計画」に記載した設備であること。
- ② 生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均 1 % 以上向上すること。
- ③ 生産、販売活動等の用に直接供するものであること。
- ④ 中古資産ではないこと。

| 対象設備                      |          |        |
|---------------------------|----------|--------|
| 設備の種類                     | 最低取得価額   | 販売開始時期 |
| 機械・設備                     | 160 万円以上 | 10 年以内 |
| 工具（測定工具及び検査工具）            | 30 万円以上  | 5 年以内  |
| 器具・備品                     | 30 万円以上  | 6 年以内  |
| 建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る） | 60 万円以上  | 14 年以内 |
| ※構築物                      | 120 万円以上 | 14 年以内 |

※新型コロナウイルスの影響を考慮して、軽減が拡充されました。

## 家屋

- ①認定された「先端設備等導入計画」に記載した家屋であること。
- ②生産、販売活動等の用に直接供するものであること。
- ③先端設備（取得価額 300 万円以上に限る）を稼働するために取得したものであること。

| 対象設備   |                 |
|--------|-----------------|
| 設備の種類  | 最低取得価額          |
| ※事業用家屋 | 120 万円以上（新築のもの） |

※新型コロナウイルスの影響を考慮して、軽減が拡充されました。

### 【3】特例の対象期間

先端設備等導入計画の認定後から※**令和 5 年 3 月 31 日**までに取得したもののについて、新たに固定資産税が課せられることになった年度より 3 年間。

先端設備等導入計画の**認定前に取得したものは対象外**となります。

※**新型コロナウイルスの影響を考慮して、軽減が延長されました。**

### 【4】提出書類について

特例の適用を受ける場合、下記の書類を提出してください。

|    |                                                  |
|----|--------------------------------------------------|
| 1  | 償却資産申告書・種類別明細書（提出用）                              |
| 2  | 先端設備等導入計画に係る認定申請書（写）※先端設備等導入計画を含む                |
| 3  | 先端設備等導入計画の認定書（写）                                 |
| 4  | 工場会等による仕様書等証明書（写）                                |
| 5  | 先端設備等に係る誓約書（写）※認定後に工場会等の証明書を取得した場合               |
| 6  | <a href="#">固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申告書</a>          |
| 7  | 【リース会社が申告する場合】リース契約書（写）                          |
| 8  | 【リース会社が申告する場合】固定資産税軽減額計算書（写）                     |
| 9  | 【事業用家屋の場合】 <a href="#">固定資産税（家屋）課税標準の特例適用申告書</a> |
| 10 | 【事業用家屋の場合】建築確認済証                                 |
| 11 | 【事業用家屋の場合】建物の見取り図                                |
| 12 | 【事業用家屋の場合】先端設備の購入契約書（写）                          |

垂井町役場 税務課 資産税係

電話番号：0584-22-7501（直通）

FAX：0584-22-5180